

伊勢市バリアフリー基本構想
【五十鈴川駅周辺地区】
(概要版)

令和5年2月



1 バリアフリー基本構想とは

(1) 背景と目的

伊勢市は、令和3年(2021年)2月に、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタープラン(伊勢市移動等円滑化促進方針)」を策定しました。

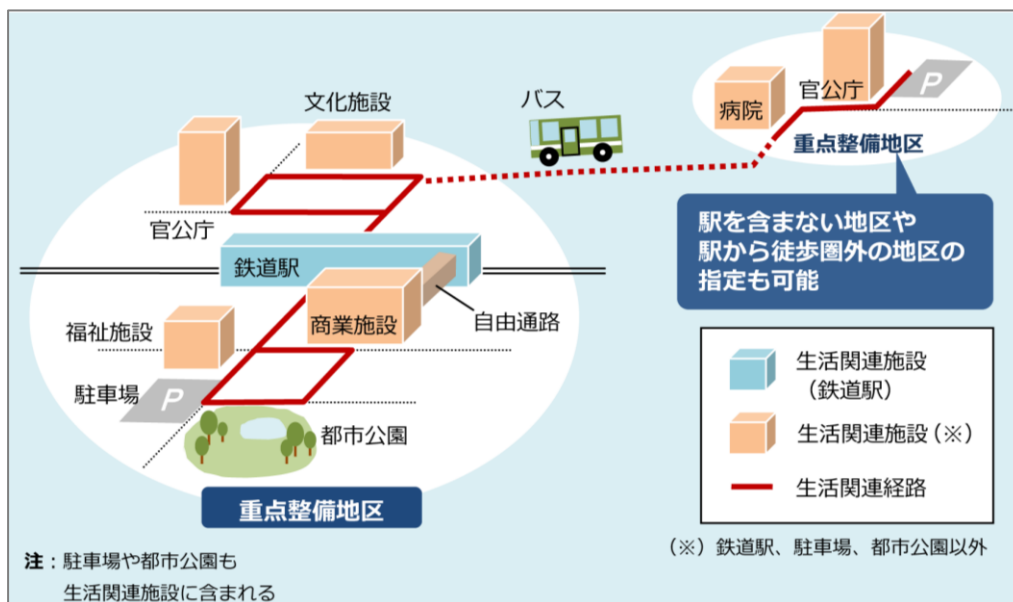
バリアフリー基本構想とは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法という。)」に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画し、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的としています。

(2) 基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区として設定した地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法では、新施設等については移動円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

●基本構想において定める主な事項



重点整備地区	鉄道駅の周辺地区や、高齢者・障がい者が利用する生活関連施設(駅、福祉施設、店舗など)が集まった地区など、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めていくエリア
生活関連施設	鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
生活関連経路	生活関連施設相互の経路(それらの間の移動は通常徒歩で行われること)
特定事業その他移動円滑化のための事業	生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの

(3) 基本理念

市民と来訪者が安心・快適にいそいそと過ごせるまちづくり

(4) 基本方針

快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備

誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。

利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進

バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。

共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成

市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。

(5) 目標年次

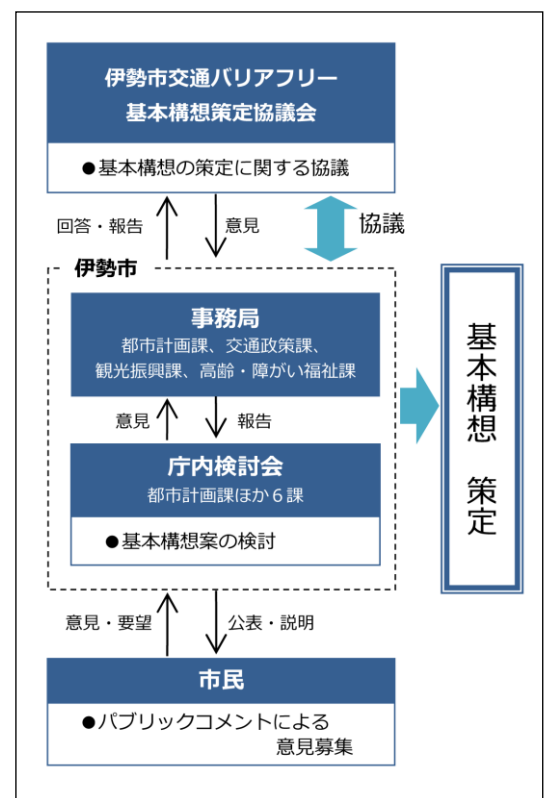
バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和2年度を目標年次として、駅や道路、公園などの移動等円滑化の実施の目標値を定めました。

さらに、三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催が令和3年に開催が予定されていたことから、これらを踏まえ、本基本構想における目標年次を、令和2年度としました。

また、目標年次以降の事業等についても、事前に検討や調整を進める必要があるものについては、本基本構想に位置づけることとしました。

(6) 策定体制および策定の流れ

本基本構想の策定にあたり協議を行う場として、学識経験者、施設設置管理者、三重県公安委員会、高齢者・障がい者団体代表、商工・観光関係団体代表、地元住民代表、国土交通省、三重県、伊勢市で構成する「伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。(右図参照)



2 重点整備地区

(1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

(2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と本基本構想策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に決めました。

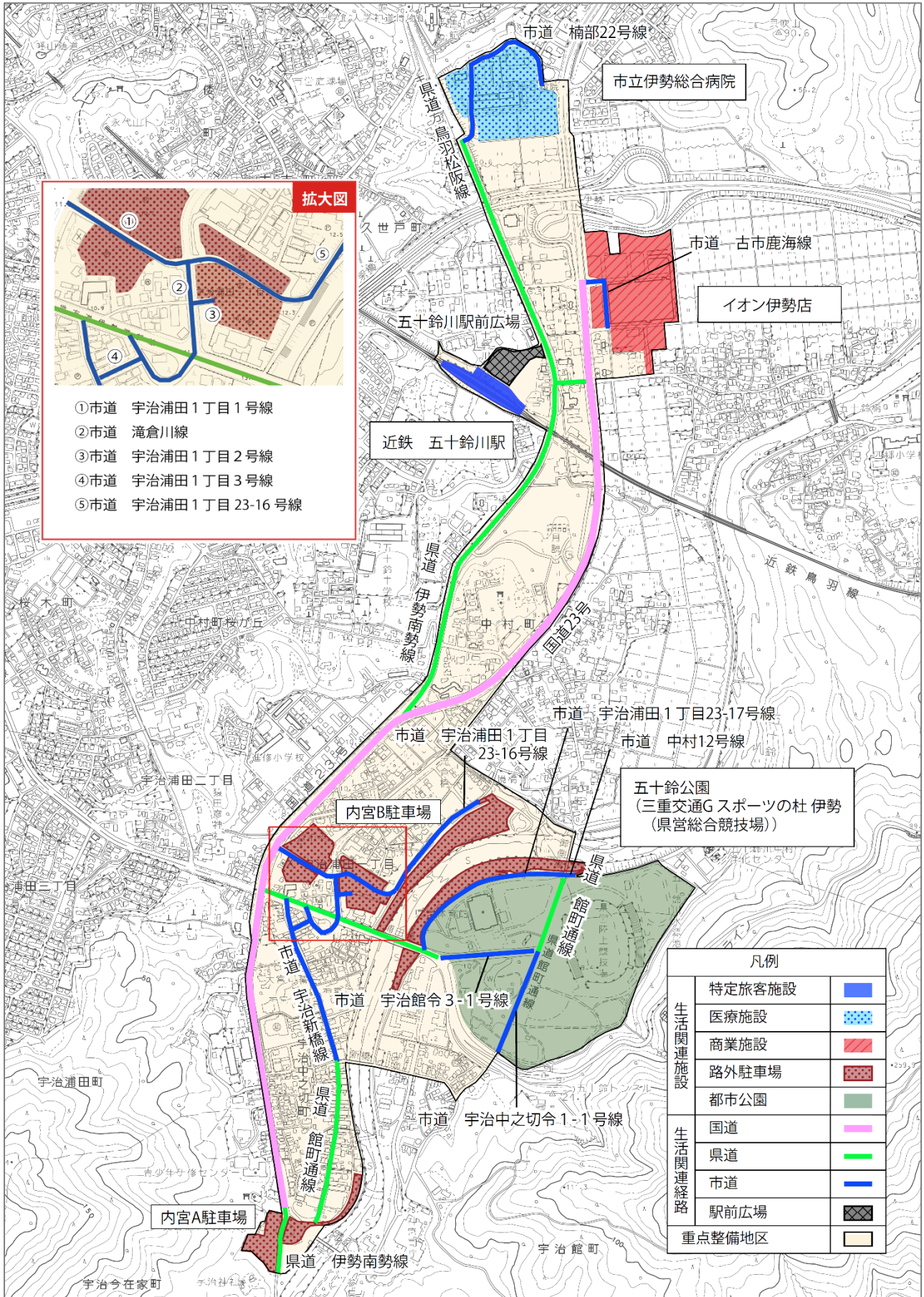
本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置付け、効率的・効果的なバリアフリー化を進めていきます。

(3) まち歩き（現地確認）

五十鈴川駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員および市の担当職員による、まち歩き（現地確認）を行いました。



(4) 重点整備地区 区域図



3 特定事業等

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、
内容により短期と長期の2段階で整備目標時期を定めます。

短期	令和2年度まで
長期	令和3年度以降

(1) 特定事業

①公共交通特定事業

●近鉄 五十鈴川駅 事業者：近畿日本鉄道株式会社

項目	事業内容	時期
経路	・ホームへのエレベーターの設置	短期
	・2段式手すりへの改善	短期
待合室	・扉の改善（段差の解消、自動で閉まるものへの改修）	短期
	・車いすが回転できる幅、車いす利用者が待機できるスペースの確保	短期
トイレ	・多機能トイレの整備 （入口付近での音声や点字などによる案内の設置を含む）	短期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・ホームにおける警告・誘導ブロック（内方線）の整備	短期
券売機	・改札口からトイレへの経路への敷設	短期
案内板	・蹴込みの整備、高さの改善	短期
案内板	・触知案内図の設置	短期
非常用押しボタン	・ホームにおける非常用押しボタンの設置	長期



内方線（例）



券売機

●バス車両 事業者：三重交通株式会社

項目	事業内容	時期
車両	バリアフリー対応バスの導入	短期 長期

②建築物特定事業

●五十鈴公園（県営体育館）

事業者：三重県



多機能トイレ

項目	事業内容	時期
経路	・スポーツジム入口前および内部（玄関）の 段差解消および自動開閉式ドアへの改善	長期
体育館内階段	・スロープの設置	長期
	・踏み面の改善、2段式手すりの設置	長期
多機能トイレ	・オストメイト用設備、多目的シートの設置	長期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・障がい者用駐車スペースから多機能トイレ・裏口 スポーツジムまでの経路への敷設	長期

③路外駐車場特定事業

●内宮 B1 駐車場 事業者：伊勢市

項目	事業内容	時期
経路	障がい者用駐車スペースから市道 滝倉川線への経路の整備	短期

④道路特定事業（国道・県道）

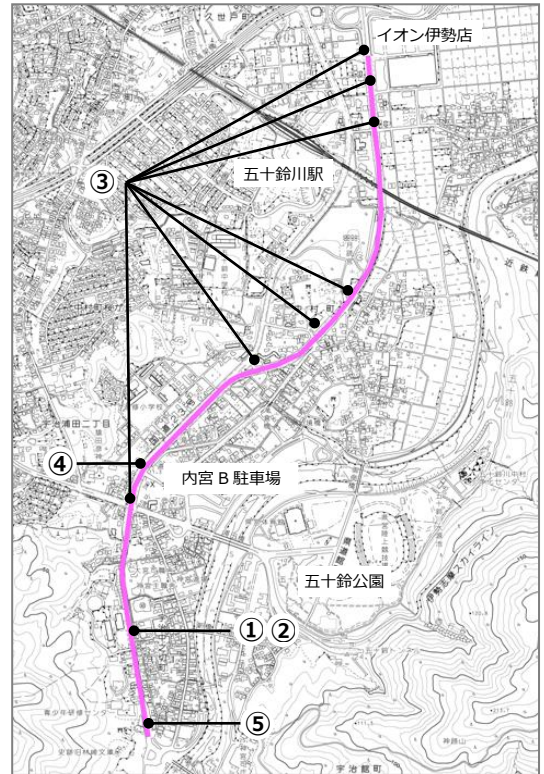
●国道

事業者：国

項目	事業内容	箇所	時期
横断歩道	・段差の解消	①	長期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・横断歩道前後への敷設	②	長期
		③	短期
	・内宮 B 駐車場出入口周辺への敷設	④	短期
	・バス乗り場および周辺への敷設	⑤	長期
	・上記以外の歩道への敷設	全区間	長期

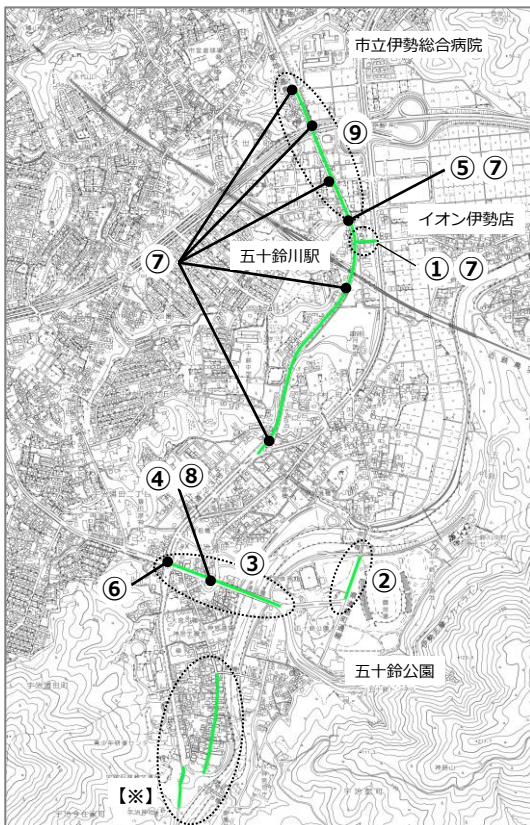


横断歩道（右図①②）



●県道

事業者：三重県



項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・未整備区間への新設	①	長期
		②	短期
	・幅員の拡幅	③	長期
	・歩道内の段差の解消	④	短期
	・横断歩道周辺の急勾配の解消	⑤	短期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・横断歩道前後・交差点部への敷設	⑥	長期
		⑦	短期
	・バス乗り場周辺への敷設	⑧	短期
	・五十鈴川駅～市立伊勢総合病院までの歩道への敷設	⑨	長期
	・上記以外の歩道への敷設（※）	全区間	長期

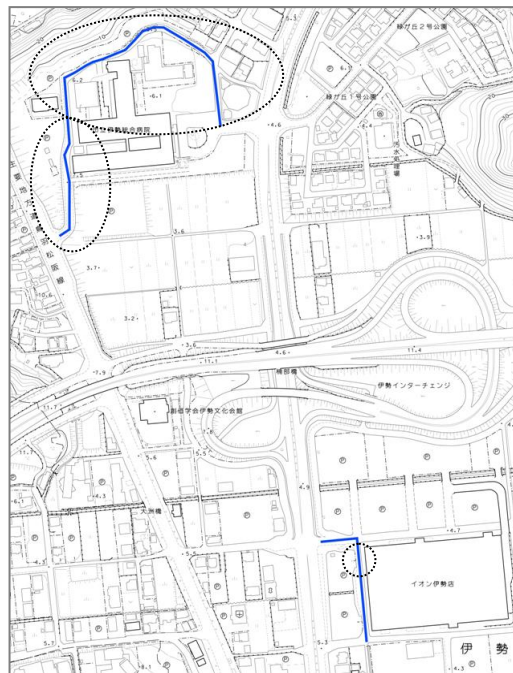
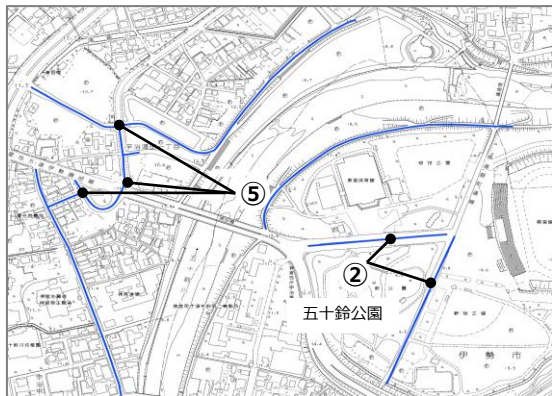
（※） ・ただし、②および【※】の区間を除く。
 ・③の区間については、歩道を拡幅した上で敷設。

⑤道路特定事業（市道）

●市道

事業者：伊勢市

項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・未整備区間への新設	①	短期
		②	長期
		③	短期
視覚障がい者誘導用ブロック	・未整備区間への敷設 ・横断歩道前後への敷設	④	短期
		⑤	短期



横断歩道（上左図④のうち最も北側の箇所）



歩道（上右図・伊勢総合病院西側）

⑥交通安全特定事業

音響式信号機の設置については、地域との協議を行いつつ、順次設置を進めます。

エスコートゾーンの設置については、横断歩道前後の道路歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置の進捗状況とあわせて、順次設置を進めます。

事業者：三重県公安委員会

項目	事業内容	時期
横断歩道	・音響式信号機の設置（※1）	短期・長期
	・エスコートゾーン（※2）の設置	短期・長期

（※1）すでに設置済みの箇所（1箇所：P6 県道⑥）を除く

（※2）横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。



エスコートゾーン（例）

(2) その他の事業

①施設や設備の更新、維持管理等

以下の項目は、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

●五十鈴川駅前広場・バス停 事業者：三重交通株式会社

項目	事業内容	時期
柵	・柵の幅の拡幅	短期
ベンチ	・ベンチの設置	短期



バス乗り場の柵

●イオン伊勢店 事業者：イオン伊勢店

項目	事業内容	時期
歩道	・路面の改善 (舗装、下水道のフタなど浮き上がりの改善)	短期
駐車場	・路面の改善	短期
	(舗装の修繕、段差の解消)	長期
	・看板の角の部分への衝撃吸収材の取り付け	短期

●五十鈴公園（県営体育館）

事業者：三重県



スロープを妨げる駐車スペース

項目	事業内容	時期
経路	・駐車場から入口・裏口・多機能トイレへの舗装の修繕	長期
	・体育館西側の舗装の修繕、勾配の改善	長期
	・屋外公衆トイレから駐車場にいたるスロープにつながる位置の駐車スペースの撤去	短期
多機能トイレ	・男女別表示の取りやめ	短期
駐車場	・舗装の修繕	長期
案内板	・施設案内板の改善（表示部の修繕）	短期

●道路（国道・県道・市道） 事業者：国・三重県・伊勢市

歩道の路面の修繕など、適切な維持管理に努めます。

4 バリアフリー化の推進に向けて

(1) 市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者および公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画またはその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取組などを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

●バリアフリー法に基づく国の基本方針に規定された関係者の責務（参考）

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●心のバリアフリーの推進<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化の必要性について理解を深めること・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること
施設設置 管理者等	<ul style="list-style-type: none">●施設及び車両等のバリアフリー化のために必要な整備●職員等関係者による適切な役務の提供●施設及び車両等の利用者支援●利用者に対する適切な情報の提供●職員等関係者に対する適切な教育訓練●高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用の推進
国	<ul style="list-style-type: none">●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）●心のバリアフリーの推進●バリアフリー化に関する情報提供●バリアフリー化のための事業に対する支援措置
県・市	<ul style="list-style-type: none">●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）●心のバリアフリーの推進●バリアフリー化に関する情報提供●バリアフリー化のための事業に対する支援措置

伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】(概要版)

平成 29 年 2 月 21 日 策定

令和 5 年 2 月 28 日 変更

伊勢市都市整備部都市計画課【事務局(窓口)】

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

TEL:0596-21-5591 FAX:050-1704-1924